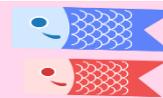


断続的な宿日直勤務許可申請について



2024年4月より、医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されます。年960時間を超える医師がいる医療機関（連携B,B,C-1,C-2水準を適用）においては、労働時間短縮計画を作成し、評価センターの第三者評価を経て、県の指定を2024年3月までに受けておかなければなりません。

県の指定を受けない医療機関は、年960時間を超えないよう取り組みます。

宿日直の許可を受けることができる医療機関におかれましては、医師の時間外・休日労働上限規制対策の1つとして、「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を所轄労働基準監督署へ提出されることをお勧めします。

【主な許可基準】

- 常態として、ほとんど労働をする必要がない勤務である
 - ・宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である
 - ・救急患者の診療等通常業務と同態様の業務が発生することはあっても稀である
- 原則として、通常の労働の継続ではない
- 宿直は週1回、日直は月1回が限度
- その他



それでは、どのように検討すればよいのかお伝えします。

1. 初めて許可申請される医療機関

まず、**宿日直中の「業務内容」と「所要時間」を把握**することです。

特殊な措置を必要としない軽度の又は短時間の業務は宿日直中の業務となります。例えば、病室等の定時巡回、問診等による診察等（軽度の処置を含む）、看護師等に対する指示・確認などです。その他の業務もあわせて宿日直の日誌等から確認してください。この情報をもとに申請できるかどうかを検討していきます。

2. すでに宿日直の許可を受けている医療機関

この許可書は有効期間というものがないので、すでに許可を受けている医療機関は新たな申請は不要です。ただし、許可を受けた当時と勤務実態が変化している場合（医師の労働条件が厳しくなっている）は、現在の勤務実態で再度申請することが必要になります。

3. 宿日直はアルバイト（非常勤）医師でおこなっている医療機関

宿日直中の業務内容等を確認後、許可を受けることができるようであれば、ぜひ申請をご検討いただきたいと思います。理由は、労働時間管理において、主に勤務する医療機関と副業・兼業先（当院）の労働時間は通算することになっており、副業・兼業先がこの許可を受けている医療機関であれば、主に勤務する医療機関は通算する労働時間としてカウントしなくてもよいことになるからです。（ただし、通常業務と同態様の業務が発生したときは労働時間となります。）

勤改センターでは、この許可申請等について支援をおこなっています。お電話、メール、またよろしければ医療機関等に訪問してご説明させていただきますので、お問い合わせください。





社会保険適用拡大について 令和4年10月1日改正

被保険者数(社会保険加入者)の合計が101人以上いる事業所は、**特定適用事業所**となり、今年の10月から次の要件に該当する職員さんは、社会保険に加入しなければなりません。

- 特定適用事業所⇒**直近1年のうち6ヶ月以上被保険者数が101人以上**となっている事業所
(令和6年10月以降は被保険者数51人以上で適用)
※同一事業主、いわゆる**法人番号が同一**の場合は、1つの事業所と判断します。

労働時間要件	週の所定労働時間が20時間以上であること (雇用契約書等に勤務すべきと定められている時間) ※週の所定労働時間ではなく、1ヶ月単位で定められている場合は、 ⇒1ヶ月の所定労働時間×12/52 ≥ 20時間
賃金要件	賃金の月額が88,000円以上であること 【88,000円から除外する賃金】 ①臨時に支払われる賃金、②1月を超える期間ごとに支払われる賃金、 ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対して支払われる賃金、④最低賃金法で算入しないことを定める賃金(例:通勤手当、家族手当、精皆手当など)
勤務期間要件	①雇用期間を2ヶ月以内と定めていても契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されている ②同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されているものが更新等により2ヶ月を超えて雇用された実績がある ①②のいずれかに当てはまれば、「2ヶ月を超えた使用が見込まれる」として、 契約期間の当初から被用者保険を適用することになります。 ◎適用除外となるのは、「2ヶ月を超えて使用されることが見込まれない者」
学生要件	原則として、大学、高等学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)に在学する生徒または学生は適用除外とします。

- 該当する事業所には、令和4年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が届く予定
 - 10月初旬に「特定適用事業所該当通知書」が送付されますので、「特定適用事業所該当届」とあわせて、上記の要件に該当する職員さんの資格取得届を提出することになります。
- ※特定適用事業所となった後で被保険者数が減ることがあっても、引き続き適用事業所として取り扱われることになっています。

週20時間以上30時間未満の職員さんが多く勤務されている医療機関等においては、病院の方針を検討し、職員さんへ制度説明等を行い、今後の働き方について話し合いをしておく必要があります。

○参考資料は、**厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」**をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>

人事労務など経験豊富な社労士(2名)が医療労務管理アドバイザーに新たに就任しました。
今までのアドバイザー(6名)も引き続き就任しています！
ご相談をお待ちしております。



3月・4月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 9件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時~17時(土曜・日曜・祝日・12/29~1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします